

南箕輪村小規模工事等受注希望者登録制度の登録について

1 制度の内容等

この登録制度は、南箕輪村内の建設工事及び修繕等の請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどの理由により、入札に参加することができない方を対象に、村が発注する小規模な工事や修繕等の受注を希望される方の登録を行い、見積先の選定資料とすることにより、村内事業者に対して受注機会の拡大を図るものです。現在登録されている方でも、有効期間が満了となりますので、引続き登録を希望される場合は、新たに更新の申請をしていただく必要があります。

2 登録できる方

次に掲げる要件を満たす方とし、建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数等は原則として問いません。

- (1) 法人の場合は村内に主たる事業所を置く方、個人の場合は村内に住所を有する方
- (2) 随意契約に係る契約を締結する能力を有する方
- (3) 村税を滞納していない方
- (4) 建設工事等の入札参加資格者名簿に登録されていない方
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有する方
- (6) 南箕輪村暴力団排除条例第5条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない方

3 対象となる契約

財務規則第119条の規定により随意契約によることができる予定価格が、工事にあつては130万円、修繕にあつては100万円（令和7年6月1日より）を超えないもので、その内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるもの。

4 提出書類

- (1) 小規模工事等受注希望者登録申請書（別記様式）

なお、税金の収納状況を随時確認させていただくことがありますので、申請書下部の同意書に署名してください。

- (2) 法人等証明書（発行日3か月以内のもの）写し可
 - ・法人の場合 … 現在事項全部証明書（法務局で交付）
 - ・個人の場合 … 代表者の身分証明書（本籍地のある市町村役場の戸籍担当課で交付）
- (3) 村税の未納がない証明書（発行日3か月以内のもの）写し可
完納証明書または納税証明書をご提出ください。
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書

平成24年4月1日から南箕輪村暴力団排除条例が施行されたことに基づき、暴力団等の排除に関する誓約書を提出いただくこととしています。誓約書に掲げる項目をご確認いただき、署名及び押印をお願いします。

- (5) 資格者証及び免許証等の写し（資格及び免許等が必要な業種を希望する場合）

電気工事・管工事・消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等が必要です。その資格者証等の写しを申請書に添付してください。

5 申請書の書き方

- (1) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅の住所を記入してください。
- (2) 「商号又は名称」は、通常使用している名称を記入し、使用していない場合は記入しないでください。法人の場合は法人名を記入してください。
- (3) 「代表者職氏名」の「職」は法人の場合は登記簿上の「代表取締役」等の名称を記入してください。
- (4) この申請書に使用する印鑑は、見積書や契約書等に使用する印鑑となります。法人の場合は代表者印（登録印）を、個人事業主の場合は、個人印を押印してください。個人印は実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。
- (5) 小規模な工事や修繕等の希望業種は、5業種以内であれば記入は自由です。資格・免許等が必要な業種は、その資格等の名称も記入してください。

《希望業種の記載例》

土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気
管	タイル	れんが	ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ
板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信
造園	さく井	建具	消防施設	清掃施設	解体等		

- 6 有効期限 令和6年6月1日（または登録日）から令和8年3月31日まで

7 登録者名簿の登載及び公開

令和6年6月1日（または登録日）から登録者名簿へ登載します。また、契約制度の公平及び透明性を図るため、村のホームページ等により公開します。

8 登録事項変更の届出

申請内容に変更が生じた場合は、変更内容を記載した書面により遅滞なくその旨を届けてください。

9 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている方が、前ページの2「登録できる方」に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合や暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合には、登録者名簿から抹消します。

- 10 提出先 南箕輪村役場 財務課 財政係